

## 一般社団法人 日本環境教育学会 研究会規程

2016年 12月 3日 制定

2018年 8月24日 改訂

2020年 9月19日 改訂

2021年 12月 6日 改訂

### (趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境教育学会定款第55条に基づき、研究会の設置と運営に関して必要な事項を定めるものである。

### (設置)

第2条 研究会は、理事会の承認を経て設置する。研究会の設置期間は3年とする。ただし、継続が必要な場合は、理事会の承認を経て更新することができる。

2 当初の目的を達成した場合や特段の理由がある場合、理事会の承認を得て終了することができる。

### (研究会の代表者)

第3条 研究会の代表者は正会員とし、研究会の設置とあわせて理事会の承認を得るものとする。

2 研究会の代表者は、研究委員会の委員となるものとする。

3 研究会の代表者は、他の研究会の代表者を兼務することはできない。

4 必要があるときは、研究会の代表者を複数名とすることができる。この場合、そのうちの1名が第3条2項の研究委員会の委員となるものとする。

### (研究会の活動計画と報告)

第4条 研究会の代表者は、毎事業年度の始めに活動計画と予算を研究委員長に提出しなければならない。

2 研究会の代表者は、毎事業年度の終了後すみやかに活動報告と会計報告を研究委員長に提出しなければならない。

3 研究会は、2年に一度は、学会誌その他の方法により研究成果を会員に公表しなければならない。

### (研究会の構成員)

第5条 研究会の代表者は、研究会の構成員の名簿を、各事業年度の始めに研究委員長へ提出しなければならない。

(その他)

第6条 研究会の設置および運営に関して、その他必要な事項は理事会において審議する。

(規程の改訂)

第7条 本規程を改訂する場合には、理事会の承認を得なければならない。

附則 この規程は、2021年12月6日から施行する。